

紹介手数料及び手数料の返還（返戻金）について

Recruitment Fee and Refund of Recruitment Fee

求職者へ

- ・ 求職受付の際、一切申し受けません。

To Candidate

- ・ We do not charge any Recruitment Fee from Candidate.

求人者へ

- ・ 就職が決定いたしましたら、紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の 50% を限度とする額を申し受けいたします。（契約書に基づく）
- ・ 残念ながら求職者様が雇用開始後一定期間（契約書参照）にご退職をされた場合、ご契約書に基づくコンサルティング手数料を返還致します。

To Client

- ・ After the candidate commencement, we will invoice you up to 50% of the annual wage as a Recruitment fee (based on contract)
- ・ In the unlikely event that within specified period (based on contract) of commencement of employment of a placed Candidate resigns, Slate Consulting K.K. will refund the appropriate amount of the Recruitment Fee that was paid by Client (based on contract).

サービスの種類及び内容	サービスの種類及び内容
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の <u>50%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の <u>50%</u> 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。

スレイト・コンサルティング株式会社

Slate Consulting K.K.